

グリーン住宅ポイント対象住宅証明 受付期限変更のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グリーン住宅ポイントの発行申請期限が延長されました。

これを受けまして、当センターにおける本制度の対象となる住宅であることを証明する「グリーン住宅ポイント対象住宅証明」は、審査日数等を考慮し、下記のとおり受付・発行業務を行いますのでご案内いたします。

記

1 新規申込みの受付期限

令和3年10月22日(金)の依頼書到着分をもちまして新規受付を停止とします。

※受付期限が近づきますと混雑が予想されますので早めの申請をお願いします。なお、外皮面積を用いない計算方法のほうが証明書発行がスムーズです。

2 証明書が発行できない場合

(1) 依頼内容の不備、不足書類等の補正が11月17日(水)までに完了しない場合は、「グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書」の発行をもって審査完了とします。

(2) 審査着手後の審査料金の返金はいたしかねます。

3 その他証明書

以下の適合証等をポイント申請に活用されるご予約の方は、審査に一定の時間を要するため、10月15日(金)までに申請をお願いします。

- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ・性能向上計画認定に係る技術的審査適合証
- ・BELS 評価書
- ・設計住宅性能評価書
- ・フラット 35S 適合証明書（フラット 35S 設計検査に関する通知書も含む）

以上

【問い合わせ先】

(一財) にいがた住宅センター 住宅事業課

TEL 025-283-0851

FAX 025-283-1148